

みきゃん 15 周年ロゴの使用について

みきゃん 15 周年ロゴの使用に関しては「愛媛県イメージアップキャラクター みきゃん等使用要綱（以下、「使用要綱」と言います。）」「愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん等デザインマニュアル」にそって使用してください。

ただし、使用要綱の第 8 条第 1 項に、「使用期間は、原則として 2 年以内」と記載されていますが、当該 15 周年ロゴに関しては、使用期間は「令和 8 年 11 月 11 日から令和 9 年 11 月 10 日まで」とします。

【その他の注意事項】

- ・当該 15 周年ロゴをベースにしたデザインや類似したデザインのアレンジ申請はできません。
- ・現デザインから、色の変更はできません。（モノクロのみ可）。
- ・15 周年ロゴを使用した立体物（ぬいぐるみ、フィギュア等）の作成はできません。
- ・SNS、ホームページ、ホームページ用のバナー、デジタルコンテンツ（スタンプ、壁紙等）には使用できません。
- ・グッズ以外で、みきゃんやみきゃん生誕 15 周年と直接関係のないものへの使用は認めないことがあります。

<15 周年ロゴ>

